

国民年金だよ



◆保険料を納めることが困難な方は保険料免除制度をご活用ください

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人や配偶者、世帯主の前年の所得が一定基準以下又は失業などにより納付することが難しい場合は、申請により保険料の全額又は一部が免除される制度があります。

●メリット

保険料免除期間中は、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、生計を維持している方が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

また、老齢年金を受け取る際に、全額納付した場合の年金額の一部を、次の免除区分に応じて受け取ることができます。

免除区分	納付額 (令和7年度)	年金額への 反映割合	所得の基準(前年所得、1～6月申請は前々年所得) ※本人、配偶者、世帯主のそれぞれが基準を満たす必要があります。
全額免除	なし	全額納付した場合の2分の1	35万円×(扶養親族等の数+1)+32万円
4分の3免除	4,380円	全額納付した場合の8分の5	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,760円	全額納付のした場合の8分の6	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	13,130円	全額納付した場合の8分の7	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※失業等による場合は、所得に関わらず免除を受けられる特例があります。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場住民課窓口若しくは旭川年金事務所へ提出してください。申請できる期間は、申請時点から2年1か月前までです。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職(失業)時の免除審査の特例(退職(失業)された方の所得をゼロとして審査)が受けられない場合があります。申請書は、すみやかに提出してください。

●申請に必要なもの

- ①年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
 - ②雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
- ※申請は、原則として毎年度(7月～翌年6月)必要ですので、ご注意ください。

年金手帳

◆年金事務所への年金相談や手続の際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続について、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など)を用意し、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」又は旭川年金事務所にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎26-9026
日本年金機構旭川年金事務所
☎0166-25-5606

